

和歌山県における明治前期地籍図の保存状況

Research Notes

額田雅裕

はじめに

明治政府が実施した地籍調査及び地籍図の作成は、壬申地券交付の調査にはじまった〔佐藤一九八六〕。地籍図は、一筆ごとの土地の区画を示す境界（筆界）・地番・地目・小字名・面積などを表記した大縮尺の地籍図のことである。筆者が勤務する和歌山市立博物館において収集・保存している和歌山市域の地籍図は、その大半が字ごとに一枚の紙に画かれ、大字ごとに大字全図が付けられている。それらの字図の縮尺はおよそ六〇〇分の一であるが、正式な測量に基づくものではないと考えられる〔額田二〇〇二〕。

明治期作成の地籍図について、和歌山市及び和歌山県下の市町村では近年まで保管・所在状況がほとんどわかっていなかった。今回の調査は、地籍図の保存状況を和歌山市だけでなく和歌山県内に対象範囲を広げて行なった。本報告では、地籍図を調査して所在が判明したものについて、その保管状況を明らかにし、地籍図を作成過程にしたがって分類・整理し、その作成順にみていきたい。佐藤〔一九八六〕は、明治前期の地籍図類として、検見耕地絵図・壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・地

押調査更正地図・土地台帳附属地図があるという（図1）。地租改正地引絵図に先立ち、壬申地券地引絵図・検見耕地絵図が作成されたとしているが、和歌山県下では、それらは今日まで確認されていないので、それらの調査については引き続き行なっていくことにしたい。

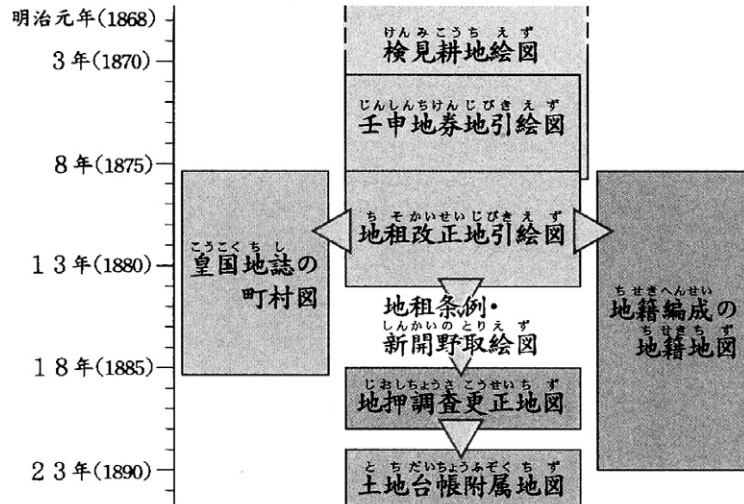
① 地籍図の伝来と保存状況

和歌山市の地籍図は、約二〇年前に和歌山市役所の税務長に問い合わせたところ、各地区の担当者が保管して引き継ぎをしていたが、昭和四〇年代に散逸してほとんど残っていないとの回答であった。旧市街地は空襲によって焼失したこともあり、和歌山市域の地籍図はほとんど残っていないものと、筆者は判断していた。しかし、平成二二年（二〇〇〇）三月に財政部資産課職員よりダンボール箱に入った地籍図類を保管しているが、使用されなくなつてから相当な期間が経過したため廃棄する予定で、博物館の資料として必要かどうかと連絡があった。すぐに移管の希望と伝えたが、市役所の方針としては使用されなくなつた資料は廃棄が原則になつており、移管はできないとの回答で、年度末に廃棄処分することが伝えられた。そうして、平成二二年三月三〇日に市役所西玄

関に廃棄された地籍図類が入ったダンボール箱五箱を当館学芸員二人で
採集し、博物館資料として受け入れた。
収蔵した地籍図は旧町村（現在の地区）ごとにまとめられており、加
太・紀伊・山口・宮・四ヶ郷・和佐・小倉・岡崎・安原・東山東・西山
東の各地区のものがあつた。それらは大半が昭和三〇年から三四年（一
九五五〜五九）にかけて和歌山市へ編入された旧町村のもので、明治二
二年（一八八九）の市制施行当時の旧市域のものはまったく含まれてい

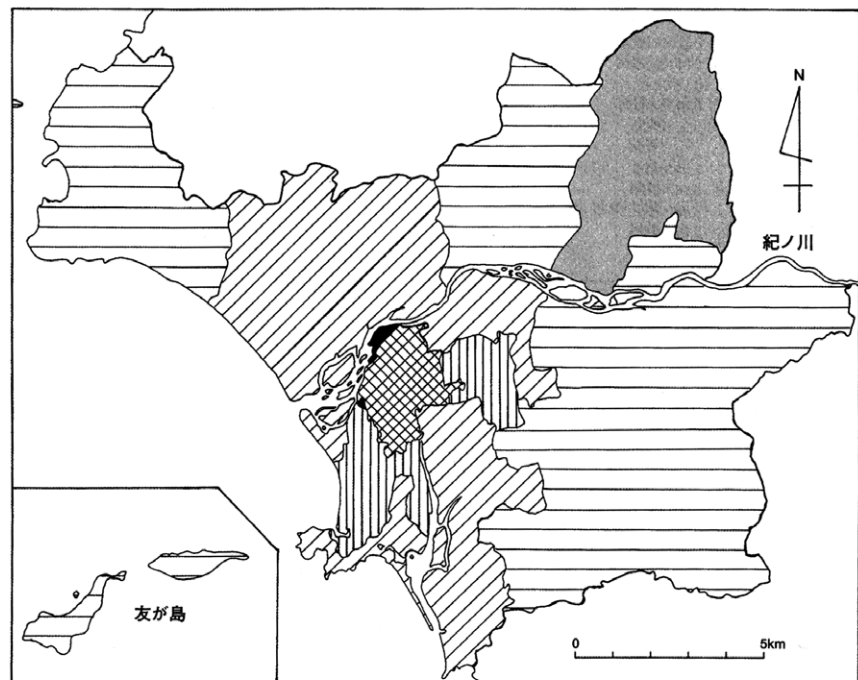
なかつた（図2）。
その直後から、筆者は和歌山市立博物館に収蔵している地籍図類の調
査を開始した。担当の保管資料及び資料台帳から絵図・地図類の資料を
抽出して調べ、館蔵資料・寄託資料のなかに和歌山市域の地籍図として
明治一四年坂田村地籍図・明治一一年旧宮組之図・来栖村絵図・落合村
絵図・新在家村地図・栄谷村小字図などのあることがわかつた。また、
博物館内に保管している和歌山市史編纂室が収蔵した資料のなかに、明

明治前期作成の地籍図類とその系譜



佐藤基次郎『明治期作成の地籍図』1986 古今書院より(部分)

図1 明治前期作成の地籍図類とその系譜



- | | | | |
|--|-----------------------------------------------------|--|-----------------------------|
| | 江戸時代(17世紀末以降)の城下町
和歌山・明治12年施行の和歌山区
の範囲 (1879) | | 昭和8年~17年の合併地域
(1933~42) |
| | 明治22年の合併地域
(1889) | | 昭和30年~33年の合併地域
(1955~58) |
| | 大正10年、昭和2年の合併地域
(1821) (1927) | | 昭和34年の合併地域
(1959) |

図2 和歌山市域の変遷図

治七年黒岩村耕地図・明治七年南畑村耕地図・黒谷村全図・塩ノ谷村全図のあることがわかった。

これらの絵図は、平成一五年（二〇〇三）七月二二日に国立歴史民俗博物館の明治期地籍図研究グループによって調査し、写真の撮影を行なった。

その翌日、七月二三日には和歌山県立文書館において須山高明・藤隆宏両氏にお世話になり、和歌山県関係の地籍図資料の調査を行なった。『収蔵資料目録』のなかで、特に第四号の和歌山県立図書館からの移管資料のなかに明治八年那賀郡神田村、有田郡三田村・西原村・沼村・八幡村・清水村、明治二〇年「耕地山林原野字図面並びに一村」、明治二一年以前所有山林略図、地押調査更正字地図面一冊（明治二四年カ）など、和歌山県各地の地籍図類が多く含まれ、それらを閲覧し写真撮影させていただいた。

龍神村（現・田辺市）の明治一九年作成の日高郡西村田畑先地字限図面・日高郡東村田畑先地字限図面・日高郡宇戸村田畑先地字限図面などは、後述する明治八年『地価取調帳』の「紀伊国何郡何村絵図」の凡例と同じ様式でえがかれていた。

翌二〇〇四年一月二九日には、粉河町（現・紀の川市）役場資産税課にて元総務課町史編纂室の宮木トシ子氏にお世話になり、地籍図類を調査した。そこには、地租改正地引絵図と思われる紀伊国那賀郡粉河村（字三尊寺・下新田・中岡・北垣内・北宅地・古一里山・東鳥居・西鳥居・片山・藤井・西宅地・西岡・這原）、明治八年（一八七三）一〇月の猪垣・中山・遠方・杉原・風市、同じく明治八年中津川、中山・藤井があり、明治二二年に旧三〇村が一町四村になった時期のものがほぼ保管されていた。そのほかに、地押調査更正地図の控と思われる縮尺約一二〇〇分の一の長田地区第貳号（北長田・長田中・南志野・北志野）と藤井が卷子として一巻に収められていた。これらの資料調査を作成し、会議室に

て写真を撮影させていただいた。一枚だけではあったが、一村全図の大文字藤井字図は縮尺が一二〇〇分の一で、ほかの藤井村の地籍図及び現在の地番と異なる地番がふられており、壬申地券地引絵図の可能性がある。今後、再調査を行なっていきたい。

今回の調査ではないが、二〇〇三年八月には那賀町（現・紀の川市）西野山にある華岡青洲の里において、和歌山県立博物館の前田正明氏と共同で旧那賀町域の地籍図の調査を行なった。また、前田氏からかつらぎ町の笠田・移・高田・背の山・窪地区の地籍図の写真を提供していただいた。

二〇〇四年二月二二日には、森田泰充氏（当時・和歌山大学大学院生）から龍神村（現・田辺市）の地籍図の画像資料を提供していただいた。また、同年七月には和歌山大学教育学部にて、海津一朗氏から海南市の地籍図の一部、明治一四年那賀郡小野田村絵図、明治二二年以前且来村全図などを見せていただいた。

二〇〇七年三月二九日には、橋本市郷土資料館にて、明治六年六月実地測量の芋生村耕地図面・馬場村耕地図面・境原村高地図面などの地籍図を調査・写真撮影させていただいた。

そのほか故中野榮治氏（元近畿大学）をはじめ地理学研究者及び城郭研究者から地籍図のコピーや小字図等関係資料を大量に寄贈していただいたが、まだ整理中である。そのなかには、現在、実物資料が確認できない地区の地籍図コピーが含まれているものとみられ、これから整理していきたい。

②地租改正地引絵図

和歌山県の地籍図については、法務局に残る地籍図のほかに、明治二〇年以前の地図は残存しないと考えられてきた（水田二〇〇四）。しかし、筆者らの近年の調査でようやくその一部が海南市や橋本市など県内各地

に残っていることが確認できた。これまで所在確認が十分できなかった原因は、地図目録を作成している機関が少なかったこと、「地籍図」という名前で保存管理されておらず、「字限図」とか「耕地図面」といったさまざまな名称で呼ばれていることが多かったため地籍図といっても



図3 加太地区の実地丈量巻枚図 2冊

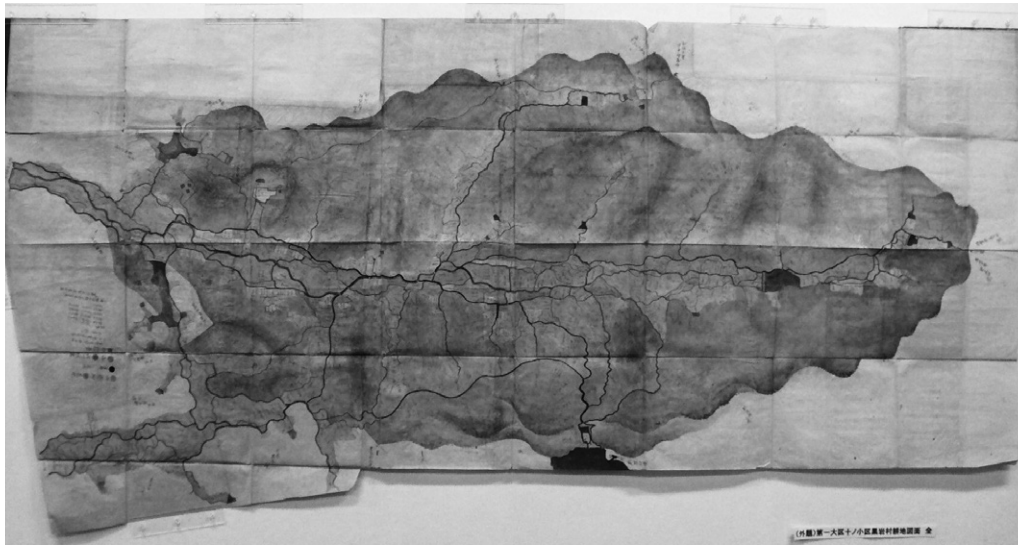


図4 黒岩村耕地図面

その当該資料が出てきにくかったことが考えられる。和歌山市立博物館に収蔵している絵図資料でも明治期の地籍図という認識で保存されてこなかったものがある。村絵図関係の館蔵資料を再点検してみても、地籍図と判明したものが多。例えば、加太地区の一筆耕

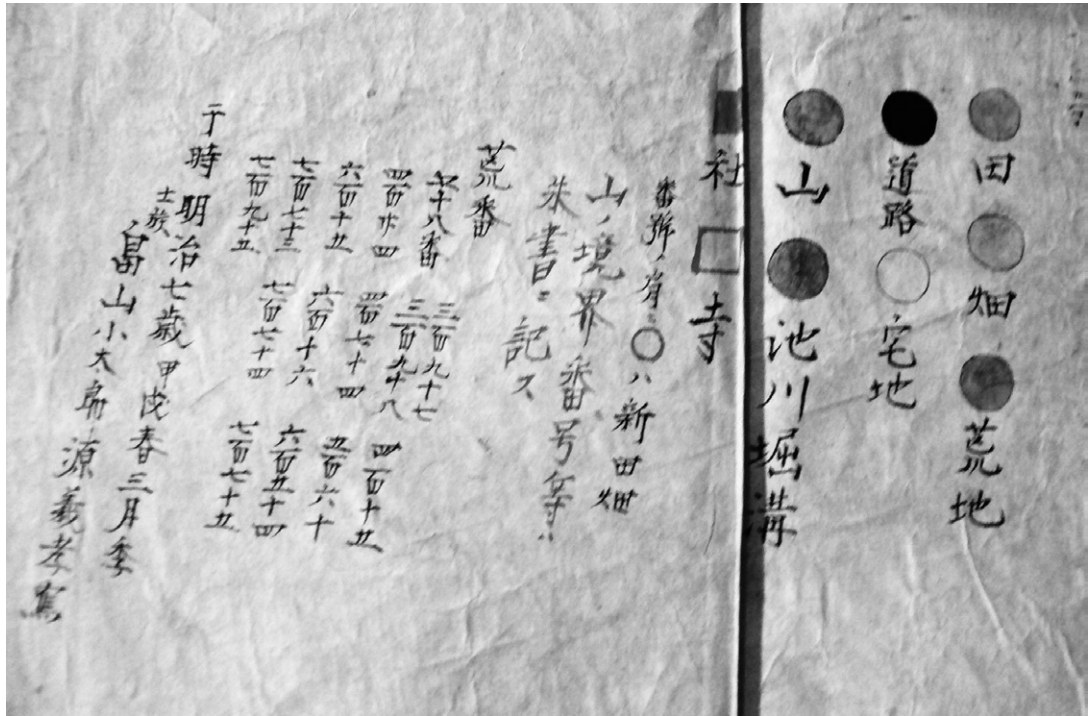


図5 黒岩村耕地図面 凡例等

地図である「実地丈量巻校図」二冊(図3)や山東地区の耕地図面三冊(口絵4-①、図4・5)を収蔵していることがわかった。

明治政府は、明治五年(一八七二)に田畑永代売買の解禁を実施し、

武家地や町屋を含めすべての土地の私有を認め、地価を定めて、所有者から地租を収納するため、明治六年二月から土地所有者に地券を発行した。この地券は、布達した年号から壬申地券と呼ばれ、まず免租地であった旧城下町から活券(地券)を発行し、その後、郡村地にも地券を発行した。

これによって、土地所有者を確定し土地所有権を認定するとともに、地租負担者の確定を行なったことになる。和歌山県では、明治七年初頭までに八九万通余りの地券を発行した。

明治六年一〇月、政府は地租改正条例を布達し、地価の三パーセントを金納することとなり、地価決定の段階に移った(和歌山市一九九〇、六五一頁)。地価決定には、実地丈量によって土地の等級と面積の確定が行なわれた。和歌山県令は、明治八年三月に「地租改正二付人民心得書」を布達し、各区戸長に土地の測量、地価の取調べを命じて改租事業に着手した(和歌山県一九八九、一二七頁)。

明治八年九月から一二月にかけて、和歌山では実地丈量取調帳(一筆限帳・反別帳)と字限図が作成された(和歌山市一九九〇、六六頁)。加太浦の字大崎谷の実地丈量巻校図の中扉には、「明治八年十二月十八日加太浦会議所検査済」と記されている。

そして、「地位等級調書」に基づいて、和歌山県下一三〇二か村の検査を実施し、予定収穫量に達しない村には何度も修正させた。小区長・戸長・副戸長に小区惣代人・惣代人という職務を任命して地押丈量し、地位等級・収納米の決定を農民査定のように見せかけたが、実際には面積の増歩・収納米の査定基準額を増額し、予定地価を押し付けて官僚査定を認めさせていたのである。

そうして、予定量に達してから「地価取調帳」を作成させた。和歌山県では改正反別が旧反別から四四・二%の増加となり、名草郡の禰宜村では約二・五倍の予定収穫量に修正させられている。そうして、一筆ご

との地価決定から地租が決定された。

耕地の地租改正は、予定地価を押し付けて、強制的に明治九年六月に終わる〔和歌山県一九七八・一九八九〕。明治二二年（一八八九）に土地台帳規則が制定され、地券制度が廃止され、地券は紙くず同然となったが、その一部は博物館などに保管されている。

明治八年九月から一二月にかけて各村では、字別に「現反別帳」（「実地丈量取調帳」・「一筆限帳」等とも呼ばれる）と「字限図」が作成された〔和歌山市一九九〇〕。筆者は未見であるが、名草郡禰宜村の場合、「実地丈量取調帳」には一筆ごとに地位等級の原案が括弧内に朱書きされたという。地位等級は、五等級以上一〇等級以下に規定され、その評定は区長と村民の協議によって決められた〔和歌山市一九九〇、六六頁〕。そして、旧和佐組各村の農民査定によりまとめられた「地位等級調書」は、翌年二月に小区長によって取りまとめられ、県令神山郡廉へ提出された〔和歌山市一九九〇〕。

「現反別帳」は、加太村では「実地丈量巻枚図」といったようである。加太地区の加太浦では、その表書きから三五冊の「実地丈量巻枚図」が作成されたと考えられるが、そのうち一冊、深山村で二冊のうち一冊が残り、和歌山市立博物館に収蔵している。「現反別帳」（「実地丈量巻枚図」）は、一筆ごとに実地調査して「地所一筆限取調帳」をつくり、壬申地券地引絵図はそのときの野帳をもとに作成した下絵図を清書したものであるという〔水田二〇〇四〕。

「蛭子町」のものは、表紙に「加太全参拾五冊ノ内式拾八號」、中扉に「明治八年十二月 加太浦会議所」とある（図3）。「深山」のものは、表紙に「式冊ノ内式號」、中扉に「明治八年九月 第二大区三十区深山郷」とあり、両方とも明治八年（一八七五）の作成である。「蛭子町」は七二枚、「深山」は一三〇枚が一冊に綴じられている。それぞれ、地番号・地目・面積・所有者・周囲の隣接地を記し、丈量した土地の形状をマ

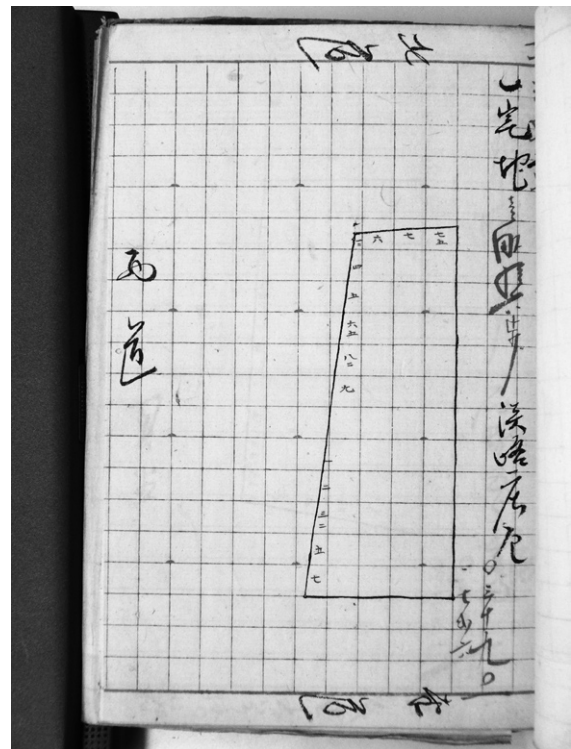


図6 加太蛭子町の実地丈量巻枚図 1247号

ス目を使って示し、右下に面積の計算を行っている（横線は朱書き）。面積の計算は、例えば蛭子町一二四七号の場合、「〇」はマスが完全なもの数で三九、「△」は不完全なマスの百分率の合計で七二六あり、 $39 + 726 \div 46$ という計算結果から面積は一畝一六歩（三〇歩 \parallel 一畝）となる。宅地も農地と同じように面積は「壹畝拾六歩」と表記している（図6）。

加太浦は、明治二二年に加太村、明治三三年に加太町、昭和三三年に和歌山市となった。

「加太村大字加太字図」一冊は、「実地丈量巻枚図」と同時期に作成された字限図と思われる、表紙に「大字加太式冊之内一」とあり、「第一番 紀伊国海部郡加太浦ノ内字大崎」をはじめ三六枚の字限図が綴られている。最初の第一番にのみ凡例が記されている（口絵4②）。右から溜池・堤防・河溝・道路・土地境界・畦畔・岸（崖？）・合併及裂地・社寺及墓地・堀・井戸・肥料ツボ・山と一三の凡例がある（図7）。多く

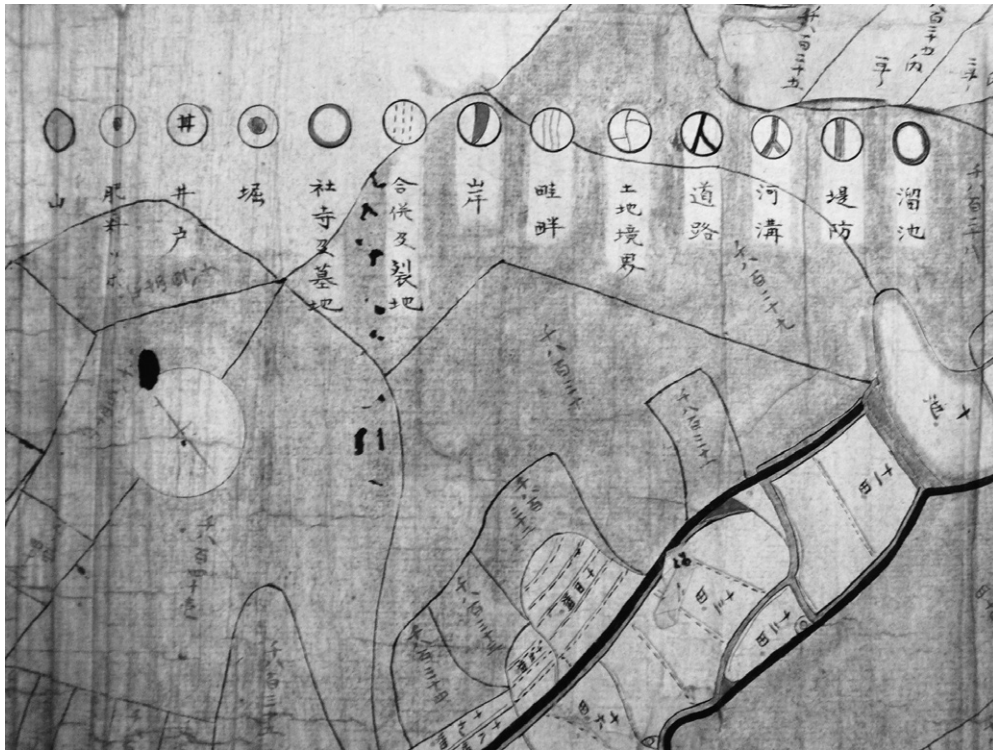


図7 加太村大字加太字図（紀伊国海部郡加太浦之内字大崎）の凡例

の凡例が書き込まれており、「肥料ツボ」の位置まで示すなどかなり詳細な記載内容で、ほかの地域の地籍図とは異なると思われる。表紙はあとから取り付けられたものと思われ、「大川」・「深山」の同様の字限図があり、袋とじの部分に「海草郡加太村」の割り印があることから、明

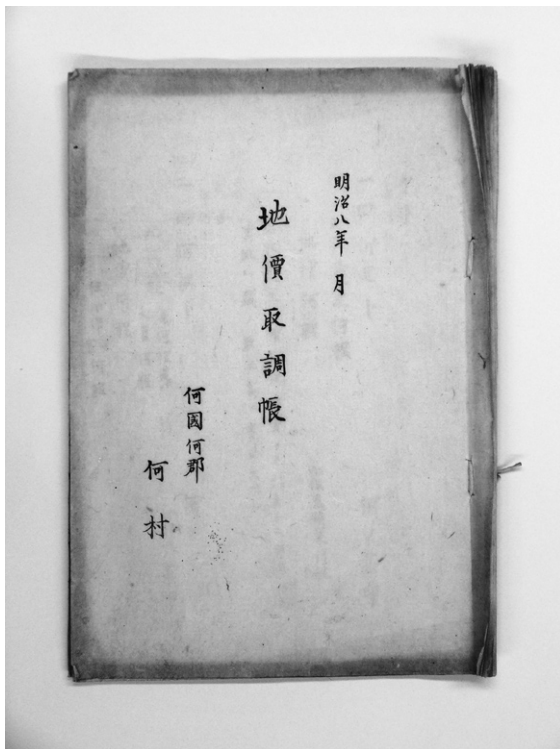


図8 地価取調帳 和歌山県版

治二九年から三二年に一綴りにされたものと考えられる。

③地価取調帳雛形と地租改正地引絵図

地租改正は、明治政府による土地制度及び税制の改革で、旧来の農民保有地に対して地券を発行して私的土地所有権を認めるかわりに地租を課すものである。

「調査の手順や地引絵図の作成の仕方については、各府県がそれぞれ準則や帳簿ならびに地図の雛形を布達」し、地図には府県によってかなり特色が認められるという（佐藤一九八六、四二四～四二五頁）。明治六年（一八七三）七月の地租改正条例を受けて、翌八年三月に和歌山県令は「地租改正二付人民心得」を布達し、各区戸長に命じて土地の測量、地価の取調べに着手した。

近年、和歌山市立博物館では、明治八年（一八七五）の「地価取調帳」雛形の和歌山県版一冊を収蔵した（図8）。それは和歌山県内各村に和

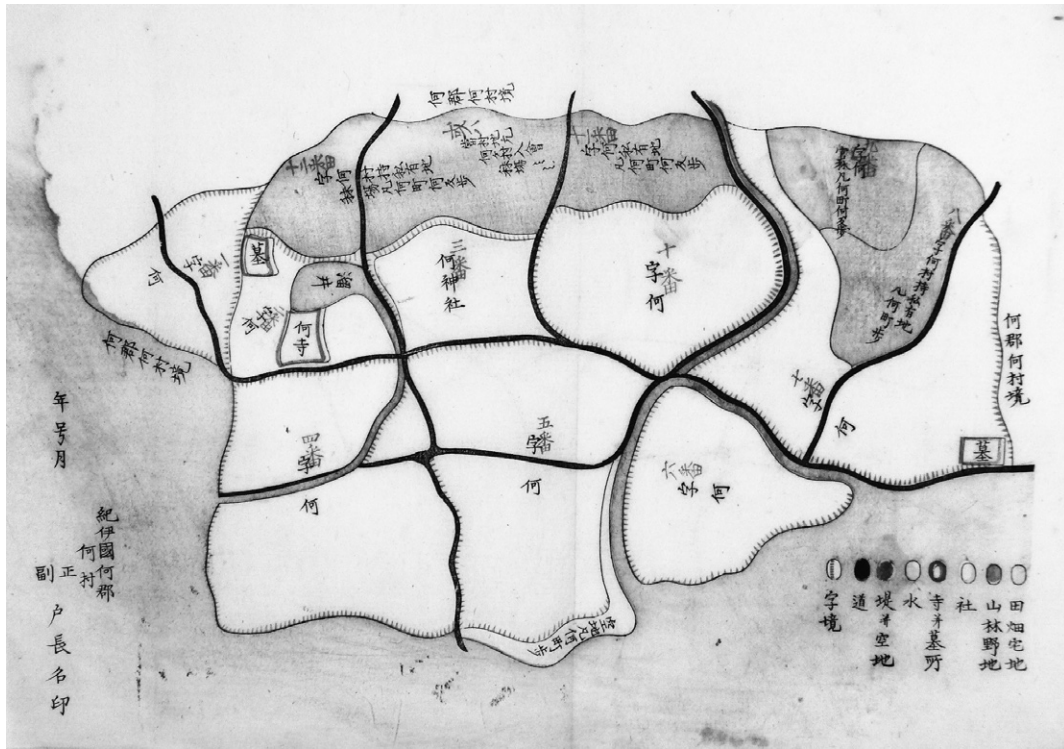


图9 地価取調帳 雛形

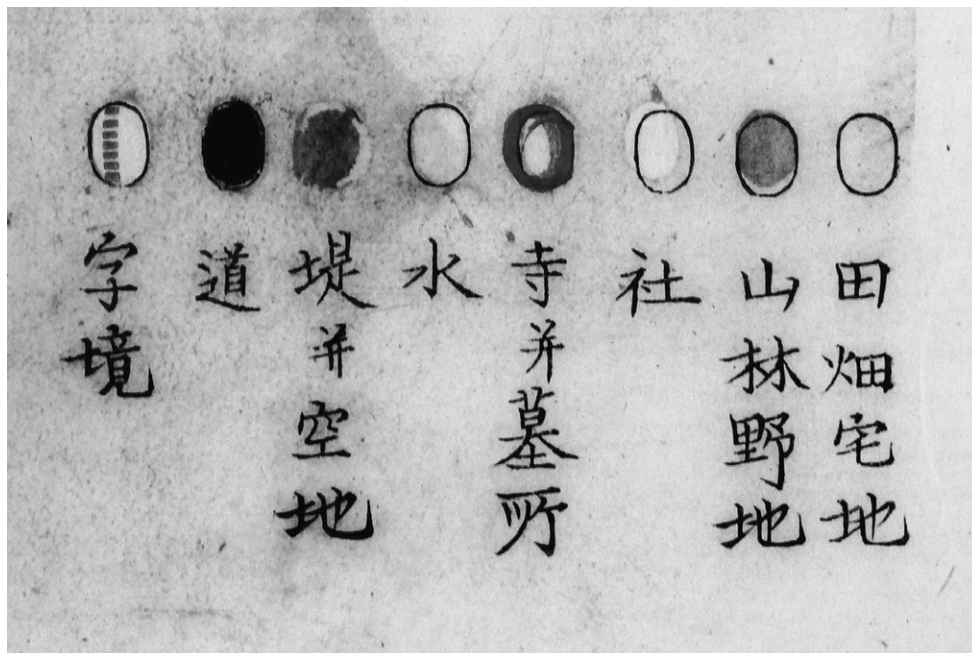


图10 地価取調帳 雛形凡例

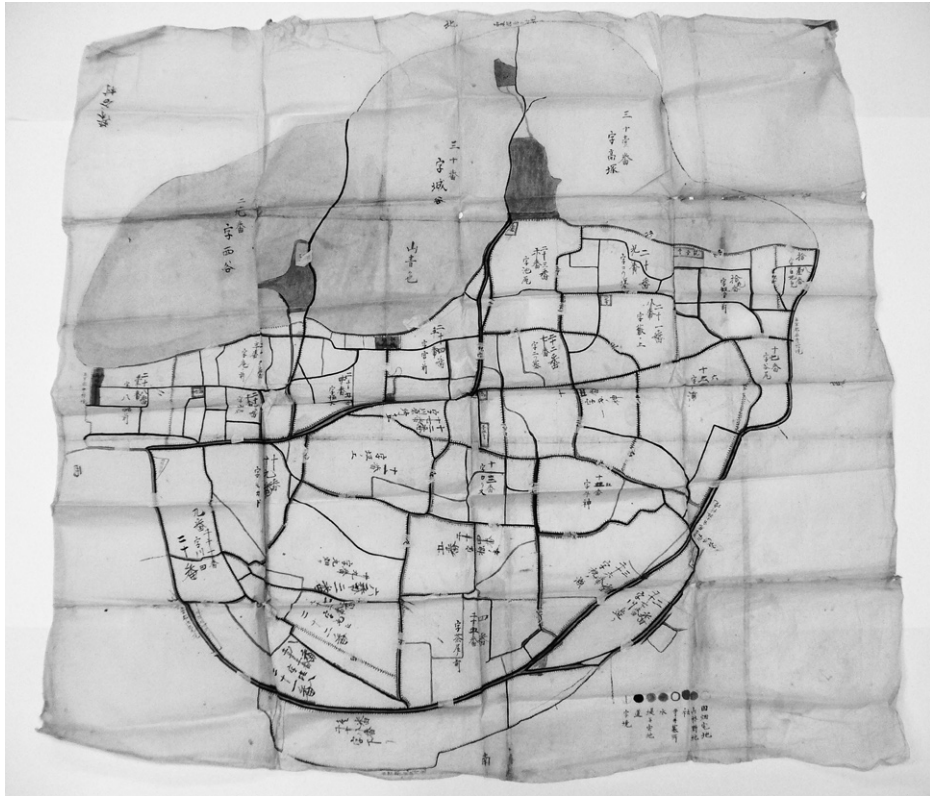


図11 栄谷村耕地図面

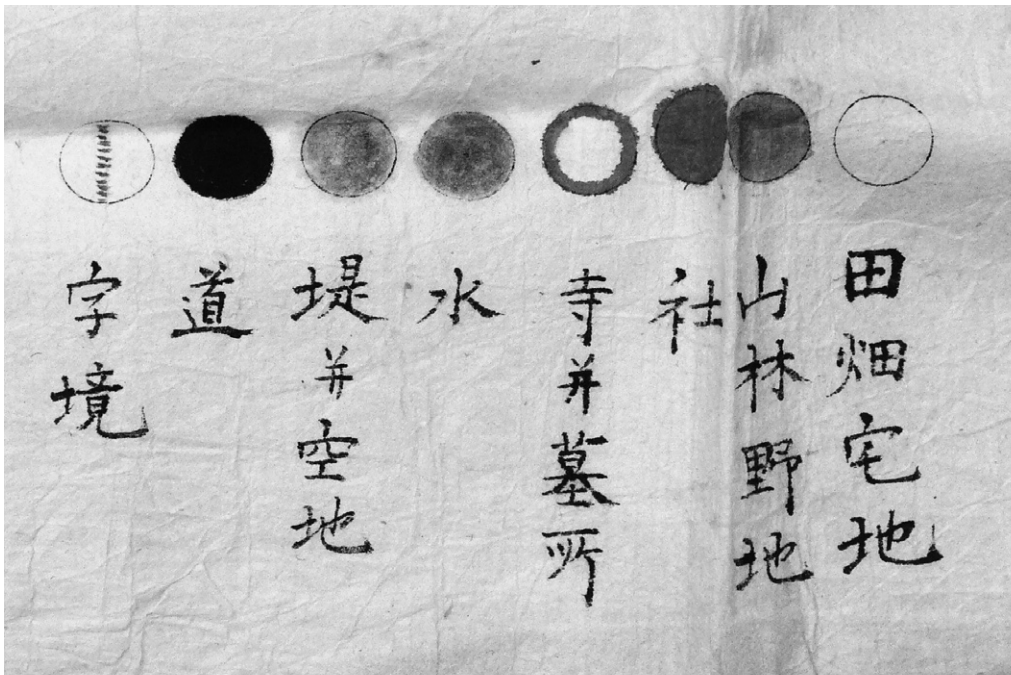


図12 栄谷村耕地図面 凡例

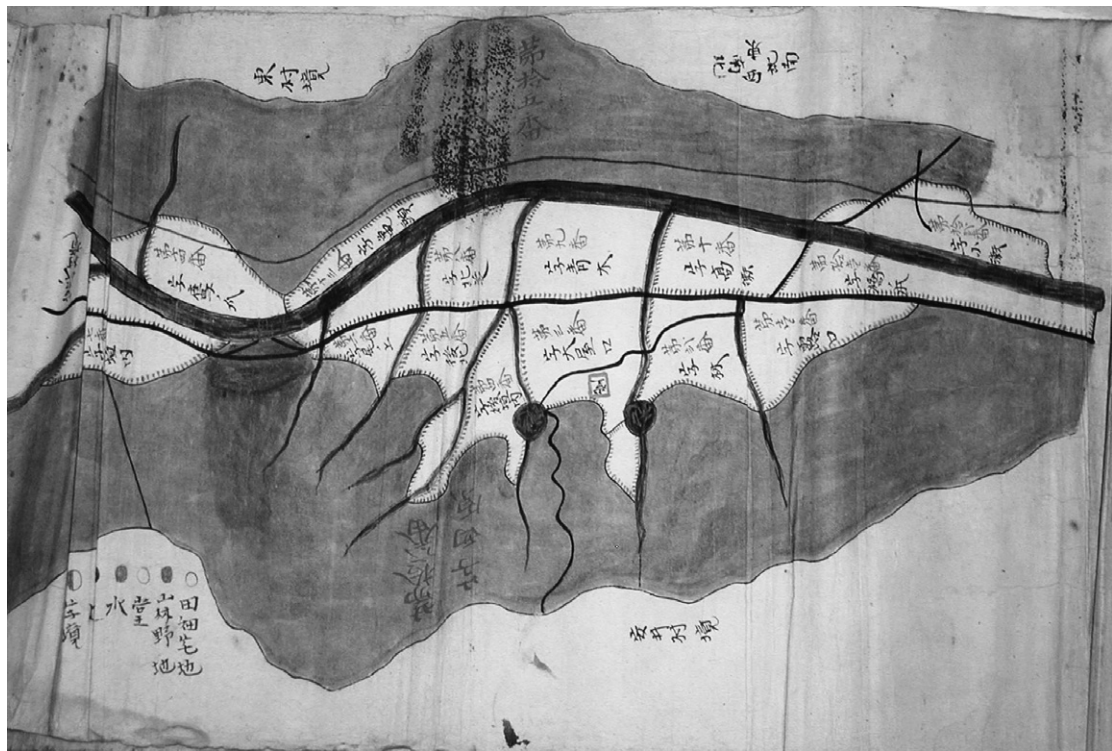


図13 龍神村地籍図 (森田泰充氏提供)

歌山県令神山郡廉あて提出を求めた際に作成されたもので、同雛形には和歌山県内各村の百姓総代・副戸長・戸長の連署で、地番ごとに田・畑・宅地などといった地目・地価と所有者名を書き上げ、二〇筆程度ごとに地価額を計算し、字ごとの地価、地目ごとの面積と地価総額を書き上げている。そして、村ごとに和歌山県令宛て提出するよう指示している。その際、竿は一間六尺三寸を使用することとしている。滋賀県では「間竿を六尺一間に統一」〔河崎二〇〇四〕したといい、県によって長さが異なっていたと考えられる。

地価は、明治六年（一八七三）七月二八日付「地方官心得」の地租算定検査例をもとに、地目ごとに収穫高から算出したようである。和歌山県の平均地価は、反当り七二円六五銭と高く、大阪府について全国第二位であった〔和歌山市一九九〇〕。そのため、那賀郡の粉河騒動などで各地で地価修正運動が起こったが、地籍図とは直接関係しないので、ここでは省略する。

「地価取調帳」では、字の位置がわかるように附図として大字全図をつけるよう指示しており、その地籍図の雛形「紀伊国何郡何村絵図」〔図9〕が同書に掲載されている。これは埼玉県の『地租改正二付人民心得書』に付けられた「何村字訳絵図」〔佐藤一九八六、口絵8〕とほぼ同じ絵図であることから、国から布達された地価取調規則に附属した雛形の絵図と考えられる。

和歌山市立博物館には、それとまったく同じ形式・凡例でかかれた絵図がほかにも収蔵されている。明治八年の「栄谷村耕地図面」〔図11・12〕と明治一九年の龍神村の地籍図〔図13〕がそれで、凡例はほとんど同じ記号、同じ配列順になっている。栄谷村耕地図面の凡例や図の様式は、雛形の「紀伊国何郡何村絵図」とほぼ一致し、それを手本として作成された地籍図であることがわかる〔図12〕。

④ 地押調査と更正絵図

地租改正時に作成された地籍図は、明治一八年から四年間かけて行なった地押調査などの過程で修正・調製され、その更正地図は明治二二年の土地台帳附属地図へと繋がった。

明治一七年三月二五日、大蔵省は「地租改正条例」を廃止し、「地租条例」を布告して、法定地価が設定され、税率も定率となり地租を固定化した〔佐藤一九八六〕。

明治一七年五月二一日付の「地籍編製順序」(栃木県版)によると、明治八年と一二年の「地租改正人民心得」により調製した「地引絵図」を基本として調理し(第三条)、村界は両村立会いの上、「字限り図面」に両村戸長・惣代人二名以上が記名・調印するように指示している(第六条)。

また、改租の際に調理した地引絵図及び切絵図を根拠として遺漏なく字限図を製し、町村全図を製すること(第二三条)、縮尺を曲尺一寸を二〇間(第二四條)、すなわち、一二〇〇分の一としている。字図および村全図は実測図を原則とし、縮尺は原則として町村図が三〇〇〇分の一、字図が六〇〇分の一で作成することと定められている(『地図調整式』)。

明治一八年二月二八日、大蔵省は各府県知事に「地押調査ノ件」の訓令を出して、田畑の面積を測量し直し、地図の整備を命じた。しかし、分間略器・水縄・梵天など従来からの測量道具を使い、また地図の基準がなかった。そのため、明治二〇年六月二〇日、大蔵省は「地図更正ノ件」の内訓を発し、「町村製図略法」を公布して、アリゲードなどの近代的測量機器を用いた土地丈量や地図の作成方法の準則を示した。そのなかで、地図の雛型の方位を北にしたという〔佐藤一九八六、四二六頁〕。

地租改正にあたって、字番号はどこを起番とし、どのような方法で順

番をつけるかについては特に規定がなかった〔佐藤一九八六、二二八頁〕ようで、「江戸時代の検地では、東方(巽)より打ち始め、西北(乾)で終わるのが一般」的であったようである〔佐藤一九八六、一三四頁〕。

若槻村の例からみて、地番は村域の左上の地所を初番として右下へ付けられたと考えられるという〔佐藤一九八六、一三一頁〕。壬申地券時の地番とみなされる旧地番は地図が南を上としていたが、地押調査更正絵図は雛形の地図が北を上にしたため、同様に左上の北西隅の地所を基点として右下の南東隅に終わる一連の番号となったようである。したがって、結果的にみると、新しい地番は古い地番とまったく逆から付けられたと考えられる。

地押調査は明治二一年一〇月には各府県とも終了し、土地台帳と地図の調整がほぼ終了し、明治二二年三月二三日、地券廃止、土地台帳規則が制定され、地押調査更正絵図は土地台帳附属地図となった。地押調査更正絵図は、市町村役場のほかに税務署にも備え付けられ、現在も法務局において公図・旧公図の閲覧が可能である。土地台帳は昭和三五年に土地登記簿に吸収統一され、現行の固定資産税制度では地籍図は使われなくなった。

おわりに

内務省地理寮は、公有地と民有地の両者を含めたすべての土地の地籍編成事業を実施するため、明治七年(一八七四)一二月には各府県に地籍編纂を布達し「地籍」の雛型を提示した。しかし、先行する地租改正事業の遅れ、西南戦争の影響で事業は中断し、再開後の明治二三年、内務省地理局が廃止され、地籍編纂事業は中止となった。和歌山県では、その作成状況がわかっておらず、また、これまでに地籍編纂地籍図は確認されていない。

今回の地籍図調査に入ってから、各地の市町村では平成の大合併が進

行し、和歌山県では五〇あった市町村が三〇に減少した。筆者らは、これまで市町村の資産税関係部局に保管されてきた地籍図類を調査してきたが、その後の保管状況については確認していない。市町村合併によって、地籍図類の保管がおざりになり、廃棄されていないか心配である。地籍図は、明治初年の土地利用や景観を記録した貴重な文化財資料である。使用されなくなった各市町村の地籍図は、県立博物館あるいは文書館などで一括して保管管理し、調査研究に利用できるように法的な整備が進められることを望みたい。

引用・参考文献

- 河崎幸一（二〇〇四）「明治前期の滋賀県の地籍図類の編製について」、『和歌山地方史研究』四八、三六―四二頁
- 佐藤甚次郎（一九八六）『明治期作成の地籍図』古今書院、二三―三四頁
- 額田雅裕（二〇〇二）「和歌山市地籍図目録Ⅰ（河南編）」、和歌山市立博物館研究紀要一六、五一―七五頁
- 額田雅裕（二〇〇六）「和歌山市地籍図目録Ⅱ（河北編）」、和歌山市立博物館研究紀要二〇、六〇―七七頁
- 水田義一（二〇〇四）「明治前期の地籍図の作成と和歌山県における状況」、『和歌山地方史研究』四八、二五―三五頁
- 和歌山県（一九七八）『和歌山県史』近現代史料四、七五―八〇頁
- 和歌山県（一九八九）『和歌山県史』近現代一、一三三―一三九頁
- 和歌山県立文書館（二〇〇〇）『収蔵資料目録』四、和歌山県
- 和歌山市（一九九〇）『和歌山市史』三、六五―七一頁

（和歌山市教育委員会、国立歴史民俗博物館共同研究員）
（二〇一〇年九月二八日受付、二〇一〇年十一月三〇日審査終了）